

# 大阪・関西万博催事等企画運営支援業務委託仕様書

## 1. 業務名

大阪・関西万博催事等企画運営支援業務

## 2. 業務目的

2025 年に開催される大阪・関西万博（以下、「万博」という。）において、府内市町村が一体となって実施する催事「（仮称）大阪ウィーク」（以下、「大阪ウィーク」という。）が実施される。本業務は、大阪ウィークにおいて、泉大津市のブース出展に向けた全体計画を策定するとともに、当計画に基づいた各ブースの運営体制を構築することで、大阪・関西万博にて本市の多彩な魅力や先進的な取組を国内外に発信し、2025 年開催予定の「（仮称）泉大津万博」への誘客へとつなげていくことを目的とする。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日

## 4. 業務内容

### （1）運営体制の構築

大阪ウィークでの出展に向け、関係資料の作成、進捗管理を行い、関係する課や事業者等への意見聴取や集約、各種調整を図りながら、円滑に業務が進行できる運営体制を構築すること。また、問題が発生した場合は、その解決に向けて速やかに対応を行う体制とすること。関係資料の作成にあたっては、博覧会協会が定めるレギュレーションやガイドライン等に従い、必要に応じて万博推進局や博覧会協会に確認を行うこと。

### （2）全体計画書の作成

本市ではこれまで、「自然界との共存共生」を前提に、日本の「歴史、伝統、文化、暮らし」を尊重しながら、最先端の「テクノロジー」を活用していくことが重要であるとの考えのもと、ウェルビーイングな未来社会の実現に向け、全国共通の社会課題を解決する先導的な「未来のモデルづくり」に官民連携・市民共創で取り組んできた。これら取組について大阪・関西万博の開催を見据えた「泉大津版プレ万博イベント」として「IZUMIOTSU WELL-BEING EXPO 2024」を、9 月 21 日（土）～22 日（日）の 2 日間、シーパsparkで開催する。このイベントコンテンツの中から、大阪ウィーク【レギュラーイベント】でのブース出展及びステージ発表等を行うものである。

大阪ウィーク【レギュラーイベント】で出展等を予定するコンテンツは以下の通り。ただし、本市の関係課・関係団体（以下「関係課等」という。）へのヒアリングにより、追加・修正等がある。

【ギャラリーWEST（屋内展示室②）】（約 100 m<sup>2</sup>）

・まちなかアートフェスの展示

- ・「泉大津市文化芸術のまちづくり応援大使」木村英輝氏関連 など
- 【ギャラリーWEST（屋外展示スペース/屋根付き）】（約 300 m<sup>2</sup>）
- ・合成燃料製造の紹介・製造過程の実演
  - ・合成燃料を用いて発電機での発電
  - ・発電した電力を使用して、電気製品の稼働
  - ・避難所等において、長期間、毛布の衛生状態を保つためのソリューションのPR
  - ・家庭用毛布を持つ出しやすくするためのグッズ紹介 など
- 【大阪ヘルスケアパビリオン（イベント広場）】（ステージ、客席数約 150 席）
- ・認知症予防ダンス
  - ・認知機能アップについての学術的観点からの後援
  - ・あしゆびプロジェクトPR ダンス
  - ・足から始まる健康づくり
  - ・シティプロモーション（あたらしいがあるらしい泉大津） など

本市のこれまで取組や「IZUMIOTSU WELL-BEING EXPO 2024」を踏まえ、本市の出展意向を十分に反映させるとともに、大阪ウィークでの泉大津ブースにおける賑わいの創出、ブース等の空間デザイン及びステージ演出も含めた計画書の作成を行う。なお、作成にあたっては、以下の項目を必ず計画書に記載すること。

- A) 出展に係る全体コンセプト
- B) 大阪ウィークでの泉大津ブース出展日までの全体スケジュール
- C) 出展における広報計画
- D) 出展における必要経費

※大阪ウィークでの泉大津ブース出展日：2025年5月17日(土)を予定

### (3) 企画概要書等の作成

関係課等へのヒアリングにより、本市の出展意向を十分に反映させたブース毎の企画概要書を作成すること。以下の項目は必ず計画書に記載すること。

- A) 大阪ウィークでの泉大津ブース出展日までの個別スケジュール
- B) 出展における広報計画
- C) ブース毎の出展における必要経費
- D) 人員配置・展示構成

### (4) その他本市が発注した資料の作成

## 5. 成果品

納期までに紙媒体で各一部及び電子データにて以下を提出すること。

- (1) 全体計画書
- (2) ブース毎の企画概要書

- ※ (1) (2) の納期：令和7年1月31日（予定）  
(3) その他発注者が指示するもの

## 6. その他

- (1) 成果品の著作権および肖像権は本市に帰属するものとする。
- (2) 本市の関係課等との協議・打ち合わせ等にあたっては、原則本市の担当者を交えて行い、連絡内容の共有、進捗状況を取り纏めて定期報告をすること。また、協議・打ち合わせを実施した際の議事録等を作成し本市と共有すること。
- (3) このほか、本仕様書に定めのない事項についても本市からの指示があれば、協議のうえ、柔軟に対応すること。